

会議結果

次の附属機関等の会議を下記のとおり開催した。

附属機関等の名称	平成27年度第1回みよし市保健対策推進協議会		
開催日時	平成27年7月31日(金)		
開催場所	みよし市保健センター 2階医師会室		
出席者	(会長)桜井充、(委員)田代和久、清水美代子、石川邦子、谷端浩明、三澤かおり、坂口嘉弘、検校規世(代理 坂井妙子)(事務局) 増岡健康福祉部長、小野田健康福祉部次長、江坂健康推進課主幹、石田健康推進課主任主査、植山健康推進課副主任、鈴木健康推進課主査、関根健康推進課副主任、清水健康推進課主事		
次回開催予定日	平成28年1月中旬		
問合せ先	健康福祉部健康推進課 担当 石田、清水 電話番号0561-34-5311 ファックス番号0561-34-5969 メールアドレス kenko@city.aichi-miyoshi.lg.jp		
下欄に掲載するもの	・議事録全文	要約した理由	
審議経過	<p>【健康福祉部長】 今日は本当に暑い中お集まりいただきましてありがとうございます。 本日、皆さんにお集まりいただきました保健対策推進協議会ですが、昨年度は健康みよし21第2次計画を策定するにあたりまして、専門的なご意見、ご審議をいただき誠にありがとうございます。</p> <p>本年度からはまた、新しい委員の皆さんをお迎えして、健康みよし21の進捗状況の管理、市の健康保健事業に対するご助言をいただき、少しでもみよし市の健康行政を推進できるような取り組みをしてまいりたいと思いますので、宜しくご審議をいただきたい。</p> <p>1. 会長あいさつ みなさんこんにちは、暑いところご苦労様です。ご推挙いただきましたので会長を務めさせていただきます。 それでは議事に入らせていただきます。</p> <p>2. 協議事項 (1) 議事「平成27年度みよし市保健事業概要について」</p>		

《事務局説明》

【江坂主幹】

健康みよし21（第2次計画）の概要版2ページ。
健康寿命の延伸と健康格差の縮小をめざし、生涯を通じた健康づくり事業を計画に基づいて実施している。

健康みよし21は、昨年度に計画を策定し、期間は平成27年度から平成36年度の10箇年計画である。

議案1の健康推進課の保健事業を大きくわけると、母子保健、成人保健、予防接種となる。その中に、健康診査、教室、相談、訪問、組織活動として各事業を掲載している。

概要版3ページ。計画の体系図。

ライフステージごとに施策をかかげ、展開していく。ライフステージは、妊娠・出産期、乳幼児期、学齢期とわけ、母子保健事業については健康寿命の延伸に大切な生活習慣の基礎づくり、生活習慣の確立、基本的な生活習慣の実践として目標を掲げている。生活習慣とは、食事、運動、歯磨き、睡眠、たばこ、アルコールについて各教室、健診で伝えている。この中には小中学校からの依頼による健康教育も含む。

みよし市の健康づくりは啓発づくりが第1であり、予防事業であるため、同じ基本的視点を持ちながら教育を実施していきたい。また、出産後の支援が必要な方を特定妊婦として、保健師が訪問や相談の継続的支援を行っている。

成人期、高齢期については、受診率が低いところが問題に上がっているため、向上に向けた取り組みを行っている。平25年度は特定健診の受診率が30.5%となっており、目標35%には届かず。胃がん12%、大腸がん24.1%、肺がん19.3%、子宮頸がん19.8%、乳がん26.8%となっており、県の平均受診率よりも乳がん以外は低くなっている。

歯科保健について、70歳歯科健診でみると、受診者は増加しているが、受診率は18.3%と低く、こちらに対しても向上に向けての取り組みをする。

その他、栄養・運動・休養・たばこ・アルコール・歯の健康について、健康寿命を延ばすため、知識の普及・啓発を強化していくと考えている。

特定保健指導について、内容を考え直し、実践的に相談や教育をしていきたいと考える。

各種がん検診の精密検査対象者の未受診者に対して再勧奨を行っている。精密検査受診率は胃がん82.9%、大腸がん79.1%、肺がん65.4%、子宮頸がん57.9%、乳がん73.4%で、胃がんのみ8割以上の受診率であるが、その他は低いのが実情である。

重点施策の地区組織活動の育成及び活動の充実・地域の相互扶助による健康づくりの推進とは、議案1の組織活動にある食生活改善推進員活動とヘルスパートナー活動があたる。

食生活改善推進員活動は妊娠から高齢までの食育活動を市民参加で行っている。

ヘルスパートナー活動は子育てママのリフレッシュ教室の開催や、ウォーキングマップ作成をし、事業周知を行っている。

市としては、組織活動の育成や養成に引き続き力を入れていく。

概要版7ページは抜粋数値ではあるが、目標として掲げている。

ライフステージに応じた中での健康事業ということで、評価をしながら、今後結果について報告していく。

【谷端委員】

健康教室を地区からの要望に応じての出張教育を行っているということですが、今までの実績はどのようになっているか。

【事務局】

地区からの健康教育ということで、明知上で健康づくりの運動をやっているグループがありまして、夜間になりますけれども、健康教育へ年6回行かせていただきましたし、平池の自主グループにも保健師や管理栄養士が行かせていただいています。あとは「ゆうの会」という健康づくりボランティアの方が交流館の中で活動されているのですけれども、その中で一度、健康づくりの話に行かせていただいております。相談につきましては、各行政区のウォークラリーをやられているときに血圧計を持ちながらご相談にうかがわせていただいています。

【三澤委員】

学齢期とは、対象は何歳ですか。

【事務局】

学齢期につきましては、小学生と中学生ということになる。

【三澤委員】

それに伴って学童に向けて、たばこ、アルコールの害を知らせるという中に薬物は含まれるか。最近薬物の乱用ということがあがるが、高校生は含まれるか。中学校や小学校で教えるというのはあるのか。

【石川委員】

薬物乱用についての学習は中学校では必須になっている。薬剤師が割と関わる場合が多いのだが、基本的には授業の一環になっているので学校の保健の先生が入って計画し、それを補佐する形で学校薬剤師が入ってやっている。それは法律でしっかりと決まっているはずである。

【三澤委員】

学校の教科の中でか。

【石川委員】

中学校に関しての教育は何らかの形でやらなければいけないものの中に入っているため、指導としてDVDを使ったり、パワーポイントを使ったりして県の薬剤師会からは割とバックアップできる体制はある。

【桜井会長】

高校生はこの枠から抜けるわけか。

【事務局】

高校はみよし市内に1校あるが、現在のところ積極的に学校への声掛けはとっていない。

【桜井会長】

一応県立高校ですよね。

先ほどのヘルスパートナーさんが、みよしの良いところということでウォーキングコースを開拓されているというのはここに書いてある健康の道とは別ということか。

【事務局】

谷端委員、よろしければ今ご説明を。

【谷端委員】

みよし市健康の道では、三好池のトリムコース、前田緑道、保田ヶ池、あとは三吉コースがあります。ウォーキング関係は、みよしの地区を北・中・南と分けて、ヘルスパートナーで道を選定して、下見をして、みんなでウォーキングしてもらおうということでこれはまたHot Lineへ載せて広報活動している。

【桜井会長】

精検後の受診率は5割から8割ですよね。精検となっても受診されない人の理由は大体把握できているのでしょうかね。

【事務局】

本日、成人担当が居ないため、詳細はわかりませんが、精密検査結果票の返却のない方に受けていただくように勧奨通知を出しており、その中で未受診理由を尋ねている。

【桜井会長】

今の話は大体例年通りか。

【事務局】

子宮頸がんでは、要精検者が19人で、受診者は11名です。人数が少ないので何とも言えないのですが、胃がんや大腸がんの精検受診率は80%前後、肺がんは65.4%で大きな変化はないと考える。

【桜井会長】

全体に受診率があがるようにまた色々と工夫していただけるとよい。

(2) 議事「みよし健康マイレージ事業(案)について」

《事務局説明》

【石田主任主査】

「1の背景及び目的」ですが、議題1にもありました、健康みよし21第2次計画の重点目標の一つとして、「健康づくりによる健康寿命の延伸」を掲げ推進していることから、市民の健康に対する関心を高め、健康的な生活習慣を实践する行動変容のきっかけとなる、インセンティブ、動機付け事業として、健康マイレージの仕組みを構築していく。

「2の事業概要」ですが、実施主体は、愛知県と県内市町村の協働事業とし、市民が健康づくりに繋がる取組みを实践すると、マイレージ、ポイントを獲得でき、一定以上のマイレージ

ジ獲得者には、県内の協力店で特典が受けられる。

事業の役割は、愛知県健康対策課は、主に、優待カードや協力店認定ステッカーの作成、協力店の募集及び認定事務、実施市町村との調整事務や相談・支援などを行う。

優待カードと協力店認定ステッカーについては、本日、カラー資料を用意。この優待カードを協力店認定ステッカーのある店舗で提示すると、様々なサービスが受けられる。

県保健所は、事業啓発、協力店の募集及び認定事務、実施市町村との調整事務などを行う。

市町村は、チャレンジシートの作成、事業啓発、県が作成した優待カードの交付、市が独自に用意する景品の検討などを行う。

協力店については、市も協力依頼を行うが、協力店の認定事務は、愛知県で行う。

全体像として、次の、「3 健康マイレージ事業の全体図」を参照。

市が検討している、マイレージ案を説明。「4のみよし健康マイレージの流れ」について。初めに、保健センターの窓口やホームページから、チャレンジシートを入手し、ポイントを貯める。

みよし市では、大きく2つ、「自己申告ポイント」と「スタンプポイント」を検討している。

「自己申告ポイント」とは、毎日の健康目標をチャレンジする個人で立て、その目標に挑戦し、ポイントゲットするものである。

「スタンプポイント」とは、市が主催する「健康講座」や「健康イベント」に参加し、健康について、学んで、楽しんで、ポイントゲットするものである。

自己申告ポイントについて。一つ目の、目標達成によるポイントゲットとは、例えば、運動を実践するとか、朝食を毎日食べるとか、禁煙するとか、適度な飲酒など、毎日の健康目標を立てて健康づくりに挑戦し、ポイントゲットするものである。市民の皆様には、まず、ご自身で、健康的な生活習慣を実践していただきたいと考えている。

読んだだけでポイントゲットについて。健康に関する用語を、これを機会に市民の皆さんに理解してもらいたいと考え、その啓発資料を読んでいただき、ポイントゲットするものである。例えば、健康みよし21第2次計画では、「COPD」や「ロコモティブシンドローム」など、新しい用語が入った。市民の皆さまに、この場でも啓発をしていきたいと考えている。

各種健診受けたらポイントゲットについて。特定健診やがん検診、歯科健診を受診してもらい、ポイントゲットしてもらいたいと考えている。市民の皆さまに、病気の早期発見のための健診を受診してもらい、受診率UPをめざす。

その他に、多くの市民の方が健康に関心をもってもらえるよう、友人とかと、一緒にはじめたらポイントゲットを考えている。

スタンプポイントですが、市の事業、例えば、9月19日

にサンアートで開催される総合福祉フェスタに参加や、イベント、例えば、健康ボランティア団体「ヘルスパートナー」が主催する、10月7日の「福谷ウォーク」に参加する。また、食育推進ボランティア団体「食生活改善推進協議会」が主催する、「災害時に役立つパッキング講座」に参加すると、ポイントをゲットと考えている。

ポイントが貯まったら、愛知県が作成した優待カードと市が用意する景品を渡す。優待カードは協力店でサービスが受けられる。

「5のスケジュール案」について。平成27年度は、事業の計画を行う。平成28年度は、事業計画に基づき、プレ事業を行う。

そして、平成29年度より、事業を開始する予定となっている。

平成28年度に実施するプレ事業については、「6のプレ事業概要」を参照。

試験的にマイレージ事業を実施し、事業の検証を行う。このプレ事業には、「ヘルスパートナー」や「食生活改善推進員」の皆さんに実施していただき、アンケート調査を行って、改善点を見つけ、本格実施していきたいと考えている。

最後に、現在、愛知県が行っている協力店の登録ですが、平成27年7月28日現在、愛知県内は496店舗、その内、豊田市・みよし市内は、本日ご用意しました資料のとおりとなり、みよし市内では1店舗となっている現状。

先月、みよし商工会に登録のご協力をお願いした。薬局や飲食店でご協力いただける店舗があると、大変助かる。

今後、この事業を進めていくには、協力店の登録拡大が必要不可欠となるため、愛知県、保健所と連携して、また、当協議会の会員様のご意見も伺いながら、事業化に向けて検討と考案中である。

【谷端委員】

マイレージ事業(案)には私も賛成です。ポイントのゲットの仕方は具体的に色々と検討する必要があるが、気になったのは3番目の健康マイレージ事業の全体図である。これはこれでいいと思うのだが、例えば、市民に対して広報する場合に、こういう形ではなくて、市民を真ん中に置いて市民はこうしたらこうなりますよという方向にこの図を変えていただければと考える。この図から見ると、県とか市町村とかという形が頭にきて、最後右下に市民がポツンと来ている。これでは、市民が見て、官庁でやっていることかと受け取れないとも限らない。やはり市民が主体ですので、頭に市民を持ってきていただいて、市民が、あなた方がこうすればこれだけのことができるのですよという形にもってってもらえれば非常にありがたいと考える。

【事務局】

わかりました。

【桜井会長】

県からということか。国からということではないのか。愛知県から始まっているのか。

【事務局】

今回みよしの方で検討しているマイレージ事業については愛知県が取りまとめている愛知健康マイレージ事業に乗っかる形になる。現在、県の方では各市町にマイレージ事業の参加を呼びかけ、今年度末にはだいたい30越えの市町村がこの事業を開始するということを聞いている。

【桜井会長】

愛知県内の話か。愛知県が独自で始めるということか。国が全国的に始めるということではないのか。愛知県独自のアイデアか。

【坂井代理】

先進的には静岡県が取り組んでいる。それも参考にしながら、真似ではいけないので、愛知県の特徴を生かした形で県が昨年ぐらいからこの事業を取り上げて、基本は作ってあとは市町村にもやっていただきたいという方向で、47市町村の方に進めている。取り組み方は各市町それぞれでいいということなので、みよし市は健診を受けてポイントになるとか、特に面白いなと思ったのは色々と読んだだけでポイントアップする市町独自のことでポイント化しているところ。多分、お返しが色々と大変ではあるが、他の市町が取り組んでいるどんなものを返していくのだというところでは、スポーツの引換券・無料券をあげるとか、色々なこと、ようは健康を楽しくやって、さらに健康になってもらおうというのを市町の取組みでやっていこうというのが県の狙いとする。

【桜井会長】

愛知県が独自に発信するのであれば素晴らしいが、先進というかも何年か前に行っているところがあるのですね。

【坂井代理】

静岡はもう3.4年なる。

【田代委員】

非常に斬新な発想かと思うのだが、対象年齢は全市民対象か。

【事務局】

何歳というのはなくて、一般成人対象である。

【清水委員】

健康マイレージ事業というのは、静岡県は先進的にやっていて、静岡県は健康寿命が延伸した。NHKの健康の番組にも出ているくらいで、献身的な、中核的な保健師さんがいまして、有名な取り組みである。一つ質問は、4のチャレンジシートを入手するということで、保健センターの窓口で配布、HPからダウンロードとなっている。みよし市の一般市民を対象にするということでしたが、ホームページからでしたら誰でも入れるのかと考えるのだが。みよし市民を対象にということそのあたりの選別をどうするのかということである。

【事務局】

今、市の方で考えているのはみよし市民を対象に考えている。ホームページからダウンロードというのは、保健センターが平日の5時で終わってしまうため、広く市民の方に参加してもらうためには働いている方にも参加してもらいたいということで、そのためにはホームページからダウンロードと考える。もう一つは郵送というのもあるが、最近の若い方たちはインターネットを使うためダウンロードというのが一番手頃かと考える。

【事務局】

最終的には県が出している優待カードを入手する。優待カードは愛知県で一律同じものですので、各市町この優待カードをいかに市民の方が入手するかというのに、みよし市はチャレンジシートを使ってポイントが溜まったら優待カードと引き換え券と記念品というのもあるが、それを渡して、優待カードを使うと登録店舗である程度優遇して使えるということなので、優待カードを手にするのにいかに市民の方に健康に対する意識づけと自覚を持っていただきたい。似たような形で子育ての関係では「はぐみんカード」というのがあり、登録店舗で子育ての家庭については少し優待が受けられる。この「はぐみんカード」は申し込みをすればそのままお渡しできるが、今回のマイレージについてのポイントは、この優待カードを入手するのに少し自覚を持っていただくのが重要である。

【桜井会長】

カードをゲットするのがゴールでしょうか。

【事務局】

ゴールというか、こういうことに取り組むことによって、最初の健康についての動機づけを高めてもらうということが一番の目的である。

【桜井会長】

ゴールじゃなくて、それを使ってまたいいことがあるよ。ということですか。

【事務局】

そのためにも優待カードでいかにたくさんのお店で使えるようにならなければなかなか魅力的な制度にならないと思います。先ほど説明にありましたように、みよし市の中ではまだ1店舗しか協力店がないということだったため。

【桜井会長】

カードがもらえれば、ゴールではないけれど、入門ということになりますか。もらえないと残念ということになりますか。

【事務局】

自己申告ポイントがありますが、自分で目標値を作ってしまうということで、なかには別にやらなくてもつけてしまう方も見えるかと思う。それは別にそれを管理することが目的ではないということで、悪いことをすれば、チャレンジシートをもらって、やったと項目をチェックすればいいということになる。それは別にいいとは言わないが、ちゃんと自分でやられ

ている方もみえるので、そういう方々が一人でも増えていくことがこの制度を作る大きな目的ではないかと考える。

【坂井代理】

優待カードは県内全部で使えるということです。静岡の場合は美術館が半額になったりします。県民みんなが一生懸命になってもらうということですよね。まだまだ優待の協力店舗数が少ないのが愛知県の現状と考える。

【清水委員】

企業ですよね。企業をいかに巻き込むかということだと思います。静岡は多分企業連携が非常にうまくいったのではないかと思いますよね。みよし市さんはトヨタ自動車さんあたりに協力いただくといいかと考える。

3. その他

みよし市医療救護計画について

《事務局説明》

【石田主任主査】

医療救護計画は、昨年度に当協議会でご審議していただき、平成27年2月に決定することができた。

その後の進捗状況について報告。別表2より、本部長の医師会代表者の代理人が決定した。

代理者1は松岡先生、代理者2は宇田先生と、豊田加茂医師会よりご連絡あり。豊田加茂歯科医師会、豊田加茂薬剤師会の先生に変更はない。

衛星電話は、本年度予算がついており、現在、購入に向けての準備を行っている。

別表1-1より、災害用医療資材は、4つの応急救護所のうち、2箇所分にて予算がついており、現在、購入に向けての準備を行なっている。

災害用医療資機材については、3年かけて整備を行っていく。

【谷端委員】

中学校が救護所になるわけですがけれども、医療関係が最優先するのか、あるいは地域住民の避難所を優先にするのかわかりませんが、中学校ということだけではなくて、例えば中学校の保健室とか、体育館とかも選出しておいた方がいいと思います。県のボランティアコーディネーターの仕事もしているのですが、本来、中に入ってどうすればいいのかというのは結構毎年毎年難しいところです。医師会の代表の関係はここを優先的に使いますというようにした方がいいと思います。あるいは、市民はここからことか。みんなが集まってくると混乱すると考える。

【事務局】

現在、医療救護計画を作るにあたり、市の学校を管理している学校教育課と防災を担当しております防災安全課で実際に災害が起きた時にどのような形で今後医療救護を行っていくかということ協議している。体育館は避難者の方がみえるので、現在体育館では医療行為は行わないということ

で話をしているが、建物は使えるかどうかというのが実際にはある。保健センターの方では保健室をできれば使いたいという話をしている。まだ学校との協議は終わっていない状況。先ほどの医療資機材もこれから購入するが、どこに置くのかということも含め、学校教育課と防災安全課とで協議している状況である。それについては後日ご報告する。

【谷端委員】

これからということですね。

【田代委員】

一つ質問なのですが、この資料の最後に別紙ということで、3師会の協定書が書いてあるのですが、これはだいたい前のものですよね。協定書の更新はされないのですか。

【事務局】

協定書に関しては防災担当課と医師会、歯科医師会と協議しまして協定をしていると聞いている。市が、BCPと申しまして、災害の関係の見直しをしているので、おそらくその段階で協定書についても見直しをしていくのではないかと考える。防災から話はありますが、これから協議すると聞いている。

【事務局】

この協定書自体が一年ずつ自動更新になっている。

【坂口委員】

私たちの食品衛生協会の行いについての意見書を結んでいるのですけれどもそれに関しても双方に異存がなければ自動継続というようになっている。

【事務局】

昔から災害の話はされており、色々なマニュアルも作っているわけですが、実際に事が起こった時にそれが機能するかというのが最近の一番の気になる所。BCPでいざという時には具体的に何の業務をまず優先的にやっていくのか、実際に避難所が開設できるのか。職員も非難所開設員としての割り振りもあり、避難所開設の訓練もやるとなっている。緊急の診療所も応急のところを作る予定になっている。うちの保健師も一緒に訓練に参加し、応急の所をどこに開設するのか、機材はどこにあり、その鍵は誰が持っていて出せるのか。こういう訓練をしておかないといざという時にまったく役に立たないだろうということで、訓練にぜひ保健センターも参加して避難所と合わせて開設できるようにしていくと、実際に役に立つ形にしておかなければならないと考えている。

【谷端委員】

今までは防災安全課が主でやっていたのですか。

【事務局】

はい、作ってはありますが、どこに開設するのか。そこまであまり考えていない。マニュアルは作っており、医師会の先生方に来ていただいてということになっているが、具体的に誰がどういう風に連絡するのかということまでは頭の中では考えていても、現実と実効性では色々と疑問が残るところ状況。

【坂井代理】

みよしの医療救護計画を見て、3年かけて資材等をそろえていくということですが、今日は薬剤師の方もおみえなので、薬の所、意外とやっぱりみなさん自分の薬は発災時に備えて一週間ほど確保しなさいと言っているのだが、やはり特殊な病気しか対応できないお薬があると思う。例えば、消化器系のクローン病で、エレンタールがいるとか、心臓の方だったらこれとかあると考える。そういう決まったものに対して薬剤師会の方に協力していただき、あるものは災害時に提供するという動きがある。ちょうど今考案中というのであれば医療に関するものは薬が何もないため、どうしていくのかと薬剤師会の方と協議すればよい。これからということになればお薬というのは一番懸念されている。避難所に入っただんだん薬がなくなっていくことに不安になり、それも特殊な薬となおさらである。今後考えていかななくてはならないことのため、意見を聞かせていただきたい。

【石川委員】

薬剤師会としてはまず、お薬手帳を持っていただきたい。それを一番進めている。血液型が特殊なものはさておき、普通に飲んでる糖尿病や血圧の薬でもその方その方によって違うものである。何を飲んでるのかということを中心に自分で把握している方は少ないと推測する。お薬手帳が災害時にはぜひ必要だということを一言付け加えていただけるとありがたい。

県の方はどうなっているのかわからないが、ある程度県に薬を備蓄するとなると、有効期限がきたら全部破棄しないといけない。薬剤師会として一番な方法は回転させていくことがベストであるが、それは県の薬剤師会との話し合いとなってくるので私にはわからない。話し合いとしてのベースは出来はじめていると考える。その人が飲んでるお薬と同じものを提供できるかというシステムが一番大事かと考える。そして、ぜひとも一週間は薬を持っていただきたい。一週間持っていればなんとかなる。自己管理として持っていいただきたい。お薬手帳を持つとか、自分の今の状況を記入していただくとかで災害時に自分の身を助ける大事なことになってくるのではないかと深く考える。

薬の備蓄については把握しておらず、申し訳ありません。